

第8章

将来の保健医療提供体制の 確保に向けた事業の推進

第1節 保健医療計画の推進体制と役割

第2節 保健医療計画の評価

第3節 保健医療計画の周知と情報公開

第1節 保健医療計画の推進体制と役割

- 県・市町村はもとより保健医療福祉関係者、住民の方々との連携と協力の下、「保健医療計画」の着実な推進を図ります。

【医療審議会等の役割】

・島根県医療審議会

医療の提供側、医療を受ける側、学識経験者で構成されており、本審議会の審議を通じて、県民の意見を反映した計画となるよう努めます。

また、計画全体の進行管理と評価を行います。

・地域保健医療対策会議（地域医療構想調整会議）

二次医療圏域ごとに行政、保健医療関係者、住民代表等で構成されており、各圏域計画の推進を行います。

・県（圏域）健康長寿しまね推進会議

健康長寿しまね計画を推進します。

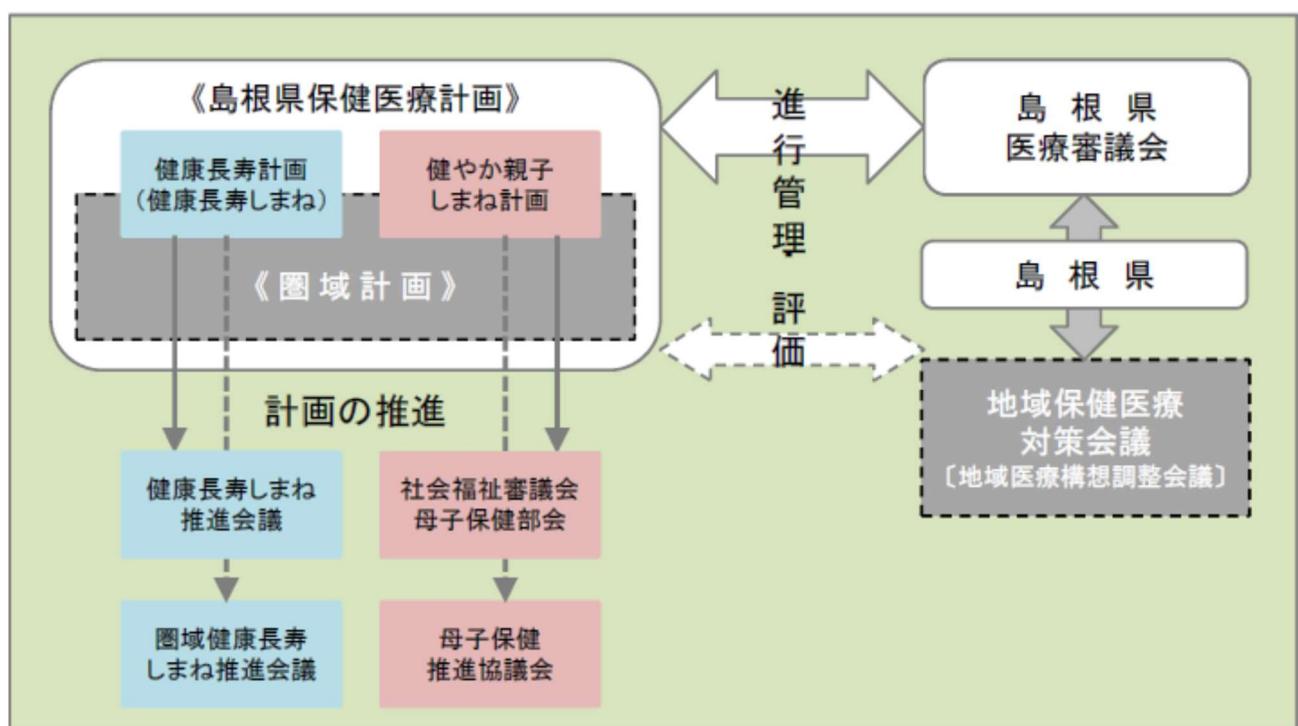
・社会福祉審議会母子保健部会

健やか親子しまね計画全体の計画の推進を図ります。

・母子保健推進協議会

圏域の健やか親子しまね計画の推進を図ります。

図5-8-1 島根県保健医療計画の推進計画図



第2節 保健医療計画の評価

(1) 計画の評価の実施

- 計画の進捗状況、達成度が容易に把握でき、県民に分かりやすいものとするため数値目標を設けています。この数値目標を基に計画の進捗状況を継続的に点検・評価を行い、計画の推進を図ります。

(2) 中間評価の実施

- この計画の中間に当たる平成32(2020)年度には中間評価を行い、「医療審議会」等での審議を通じて計画の推進を図るとともに、必要に応じ計画の見直しについて検討します。
- 在宅医療及び介護の連携の観点から、中間評価の際には在宅医療に係る数値目標の達成状況の調査、分析及び評価等を行い、第8期「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画（平成33(2021)～35(2023)年度）」と整合的なものとなるように、目標を見直します。

第3節 保健医療計画の周知と情報公開

- 「保健医療計画」は、すべての県民がそれぞれの地域で安心して保健医療の提供が受けられる社会をつくるため、住民と行政・保健医療関係者が協働して推進していく社会計画です。
- このことから、「保健医療計画」の策定趣旨と施策について県民に理解していただくことが必要です。
- 県における広報活動や、各二次医療圏域においては保健所からの普及啓発活動、また市町村・保健医療関係者の協力をいただきながら、県民に計画の周知を図ります。
- 計画の進捗状況や中間評価結果については、県のホームページ等により県民に情報提供します。